

Web 会議システムを利用した会議への出席について（案）

（令和 2 年 12 月 10 日運営点検会議決定）

独立行政法人日本スポーツ振興センター運営点検会議規程（以下「規程」という。）第 8 条の規定により、規程第 5 条第 2 項に規定する Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用した会議の議事運営上必要な事項を、以下のとおり定める。

- 1 委員等は、委員長が必要と認めるときは、Web 会議システムを利用して会議に出席することができる。
- 2 Web 会議システムを利用した会議への出席は、規程第 5 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項に規定する出席に含めるものとする。なお、Web 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明を出席者相互で行うことができるときも同様とする。
- 3 Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を継続的に送受信できなくなった場合には、Web 会議システムを利用して会議に出席している委員等は、音声を継続的に送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
- 4 Web 会議システムを利用した会議への出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行うこととし、Web 会議システムを利用して会議に出席する委員等は、その映像及び音声を委員等以外の者に視聴させてはならない。